

参議院外務委員会會議録第十四号

昭和三十九年四月九日(木曜日)
午前十四時四十一分開会

委員の異動

四月三日
辭任 柏原 ヤス君 補欠選任 二宮 文造君

四月七日
辭任 山本 利壽君 補欠選任 鈴木 万平君

四月八日
辭任 鈴木 万平君 補欠選任 山本 利壽君

出席者は左のとおり。

委員長 黒川 武雄君
理事 草葉 隆圓君
長谷川 仁君
佐多 忠隆君

委員 青柳 秀夫君
山本 利壽君
岡田 宗司君
羽生 三七君
森 元治郎君
二宮 文造君
曾祢 益君

外務大臣 大平 正芳君
政府委員 法務省入国
管理局長 小川清四郎君
外務省ア
ジア局長 後宮 虎郎君
外務省条約局長 藤崎 萬里君

事務局側

常任委員 結城司郎次君
会専門員

説明員

警察庁交通局長 宮崎 清文君
交通企画課長
外務省国際連合
局外務参事官 力石健次郎君
運輸省自動車
局管理課長 大竹 達哉君

本日の会議に付した案件

○道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○国際情勢等に関する調査(国際情勢に関する件)

○委員長(黒川武雄君) それでは、外務委員会をこれから開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。去る四月三日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造委員が選任されました。

○委員長(黒川武雄君) 本日は、道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件及び自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件の二件を一括して議題といたします。

まず、補足説明を聴取いたします。力石参事官。

○説明員(力石健次郎君) 道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件及び自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件につきまして、補足説明を申し上げます。

まず第一に、道路交通に関する条約のほうでございますが、これは自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約とともに、営業用の車以外の自動車による国際的な交通を容易にする目的で国際連合の主催した会議で採決されたものでございます。この二つの条約とも国際連合主催の会議において採決されたものでございます。そのうち道路交通に関する条約は、一九四九年、すなわち昭和二十四年の八月二十三日からジュネーブで開催されました、道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議という会議で採決された条約でありまして、国際道路交通の発達及び安全を促進するために統一した規則を定めたいというのがその主たる内容でございます。この条約は、一年以内という短期の滞在を目的として入国してまいります自家用自動車の一時的輸入について与えられます通関上の便宜について規定するというのがまず第一。その次に、そういう自動車については新規の登録を免除する。また、運転する人につきまして、国際運転免許証の効力を認めて、それだけでその国の中で運転ができるようにしてあげる。またさらに、国際交通の安全を確保する見地から締約国の道路交通規則を一定の基準に合致させるということ。この四つをおもな内容としております。

この四つにつきましてもう少し詳しく申し上げますと、まず第一に、通関

手続の簡素化に関する規定でございますが、これは当事国米諸国におきましては数十年にわたってすでに一般的に行なわれておりました制度でございまして、これは通関手帳による団体保証の制度と呼ばれておりますが、その制度を念頭に置きまして設けられました規定であります。各締約国は、この条約第三条の規定によりまして、国際交通と認められる自動車の輸入につきまして、輸入税の支払いを保証する担保の提供を要求することができるということになっております。また、自国の「領域内に設立されている団体であつて、当該自動車について有効な国際通関書類(たとえば通関手帳)を発給した国際団体に加入しているものによる保証を認める」という義務を負うことになっております。すなわち、よその発行した通関手帳を認めるということが第一でございます。それによって通関を簡素化するということがその趣旨でございます。

第二番目に、新たに登録する義務を免除するというところでございます。この条約の第十八条におきましては、自動車がこの条約の利益を享受するためには、締約国またはその下部機構がその自動車を登録しなければならず、また、締約国は、その登録証書に記載された事項を認めなければならない旨規定しております。これは、たとえば日本なら日本で自動車を運行するために、それを一定の様式で登録しなければならない、そのかわり、その登録し

た登録証明書に記載されたものは、この条約にも日本が入りますれば、外国にも通用するというところでございまして、外国において新規の登録を受けることなく、各締約国内で通行することができることとなるわけでござい

ます。

第三番目に、国際運転免許証の規定でございます。すなわち、国際運転免許証を持っておりま

す者は、他の締約国において、新たに国内免許証の発給を受けなくても、その国の中でこの国際運転免許証だけで運転をしていいということが定められております。わが国について申しますれば、わが国の自動車の内運転免許証によりまして、都道府県の公安委員会から国際運転免許証の交付を受けてまして、これを持って他の締約国を訪問いたしました場合には、この国際運転免許証がそのままその国で認められ通用しまして、日本人はその国で運転ができる。また、わが国を訪れる外国人旅行者が持つてくる同様の国際運転免許証をわが国は認めて、彼らの運転を許してやらなければならないというところがその趣旨でございます。

以上のように、この条約の締約国の国民は、自動車旅行について非常な便宜を受けることとなります。しかし、第四番目に、そのためには各国の自動車交通の安全を確保するために、道路交通規則がほぼ統一されていなければならないという要請があるわけであり

ます。したがって、この条約は、各締約国がよるべき道路交通規則の基本的

な事項を定めることにより、道路交通の安全を確保する見地から締約国の道路交通規則を一定の基準に合致させるということ。この四つをおもな内容としております。

この四つにつきましてもう少し詳しく申し上げますと、まず第一に、通関

手続の簡素化に関する規定でございますが、これは当事国米諸国におきましては数十年にわたってすでに一般的に行なわれておりました制度でございまして、これは通関手帳による団体保証の制度と呼ばれておりますが、その制度を念頭に置きまして設けられました規定であります。各締約国は、この条約第三条の規定によりまして、国際交通と認められる自動車の輸入につきまして、輸入税の支払いを保証する担保の提供を要求することができるということになっております。また、自国の「領域内に設立されている団体であつて、当該自動車について有効な国際通関書類(たとえば通関手帳)を発給した国際団体に加入しているものによる保証を認める」という義務を負うことになっております。すなわち、よその発行した通関手帳を認めるということが第一でございます。それによって通関を簡素化するということがその趣旨でございます。

第二番目に、新たに登録する義務を免除するというところでございます。この条約の第十八条におきましては、自動車がこの条約の利益を享受するためには、締約国またはその下部機構がその自動車を登録しなければならず、また、締約国は、その登録証書に記載された事項を認めなければならない旨規定しております。これは、たとえば日本なら日本で自動車を運行するために、それを一定の様式で登録しなければならない、そのかわり、その登録し

た登録証明書に記載されたものは、この条約にも日本が入りますれば、外国にも通用するというところでございまして、外国において新規の登録を受けることなく、各締約国内で通行することができることとなるわけでござい

ます。

第三番目に、国際運転免許証の規定でございます。すなわち、国際運転免許証を持っておりま

す者は、他の締約国において、新たに国内免許証の発給を受けなくても、その国の中でこの国際運転免許証だけで運転をしていいということが定められております。わが国について申しますれば、わが国の自動車の内運転免許証によりまして、都道府県の公安委員会から国際運転免許証の交付を受けてまして、これを持って他の締約国を訪問いたしました場合には、この国際運転免許証がそのままその国で認められ通用しまして、日本人はその国で運転ができる。また、わが国を訪れる外国人旅行者が持つてくる同様の国際運転免許証をわが国は認めて、彼らの運転を許してやらなければならないというところがその趣旨でございます。

以上のように、この条約の締約国の国民は、自動車旅行について非常な便宜を受けることとなります。しかし、第四番目に、そのためには各国の自動車交通の安全を確保するために、道路交通規則がほぼ統一されていなければならないという要請があるわけであり

ます。したがって、この条約は、各締約国がよるべき道路交通規則の基本的

な原則を定めております。また同時に、各車両が満たすべき基本的な技術的な要件を定めている次第でございます。すなわち、第六条におきまして、「締約国は、この章に定める規則の遵守を確保するために適切な措置を執る」ということを定め、各締約国をキー・レフト・変速するに左側通行、またはキー・ライト・右側通行のいずれかを採用しなければならぬ。それから車両の速度を適正に規制しなければならぬこと、追い越しや行き違ふ場合における注意事項、左折右折及び交差点における注意事項、運行の際の優先権、それから動物の通行に関する規定、灯火に関する事項、それから自転車の通行方法、こういうものについてこまかい規定を設けております。また各種の標識及び信号機等についても詳しく規定いたしております。

したがって、この条約に加入するための国内措置といたしましては、道路交通法の一部を改正する法律案、及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案が今国会に提出されております。前者は警察庁関係の法律案でございます。後者は運輸省関係の法律案となっております。これで第一の道路交通に関する条約の御説明を終わりました。次は自家用自動車の一時的輸入に関する条約について補足説明を申し上げます。

この条約は、道路交通に関する条約を補完する目的をもちまして一九五四年、すなわち昭和二十九年の五月十一日からニューヨークで開催されました、自家用自動車の一時的輸入及び観光旅行のための通関手続に関する国際連

合会議という会議におきまして作成されたものでございます。この条約は、旅行者が持ち込みます自動車につきまして再輸出を条件として免税の一時的輸入を認めること、また、そのための手続を国際的に統一することを内容としたしております。わが国も同年十二月二日にこの条約への署名を行なっておりますが、今回批准のために国会に提出された次第でございます。この条約は、わが国の関税定率法第十七条第一項第十号に再輸出免税の規定に該当する手続が定められておりますが、これをさらに簡易化しようとするものでございまして、具体的には次に述べますような仕組みになるわけでございまして、世界の各国には、観光旅行または、自動車旅行に関する団体がございます。わが国の場合は、今後どうなるかわかりませんが、一応日本自動車連盟というふうなものがあられるわけでございます。これらの各団体は、それぞれパリ及びジュネーブに本部を有する国際的な団体でありまして、この国際自動車連盟または国際旅行協会に加盟しております。そして、それが世界の観光旅行、自動車旅行の団体の大結合をなしてあるわけでございまして、したがって、前述の一時的輸入書類と称する税関用の書類、すなわち、代表的なものは通関手帳でございますが、この通関手帳は、国際自動車連盟のまたは国際旅行協会の傘下でございます。各々の国内団体がお互いに発給し合ひ、かつ、輸入税の納付を相互に保証する。つまり、自動車を持って来た御本人が輸入税を払う必要が生じたときに、こういう団体がそれを保証して払うという仕組みになっておる次第でございます。

す。つまり、少し詳細にわたりますが御説明申し上げます。一時輸入書類の代表的なものであるところの通関手帳、これを外国が発給したものは、わが国においては、日本自動車連盟が、わが国の関係官庁が定める条件を満たした上で通関手帳を発給する認可を受けまして、他方におきましては、わが国に親団体でありますところの国際旅行協会、国際自動車連盟というふうなものの中で保証契約を結びまして、通関手帳を発給する権限を与えらるる次第であります。そうして、この日本自動車連盟が発給したところの通関手帳は外国で有効に認められまして、よそから来たものは日本で有効に認められるというところになる次第でございます。したがって、万一通関手帳によって一時輸入を認められまして自動車が一、二年以内に輸入国から再輸出されないというふうな場合が起こり得た場合には、輸入国にある団体が税関当局に対して、その自動車にかかわる輸入税を御本人にかわって納める。その通関手帳を発給した外国の団体に對して、自分がかわりに納めたからそれを払ってくれということを求償するということになるわけでございます。この条約を批准いたしますための国内措置といたしまして、自家用自動車の一時的輸入に関する通関手帳の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案——これは大蔵省関係の法案でございますが——法律案が本国会に提出されております。

このいま述べました二つの条約、これらの間には、直接法律上の関係はななく、一応別々の条約でございますが、二つの条約の成立の経緯から判断し、また、一時通関手帳の近い将来における成立を予想しているところの道路交通条約の第三條第一項の規定、これは同時に通関手帳ももうすぐできるということを道路交通条約のほうですでに予想してきておる次第でございます。また、一時通関手帳は、道路交通に関する条約の目的を考慮して一時通関手帳を結んだということを前文に書いてございまして、お互いに密接な関係を保持しております。この二つの条約は精神的に密接な関係を持っております。これは便益上の問題でございますが、これらの二つの条約に加入いたしますと、わが国から他の締約国へ旅行する者だけでなく、わが国を訪問します外国人旅行者も、その自動車の通関手続の簡素化及び新規登録の免除、国際運転免許証の使用など、従来にも増して便益を与えられることとなります。このことは、国際間におきまします人的交流を促進するという面におきまして、国際協力、国際親善の増進に資することはもちろんのことでございます。さらに、オリンピックの本邦開催を控えている現在におきまして、わが国の観光政策の振興にも寄与するところが大きいものと考えております。これで私の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(黒川武雄君) 以上で説明は終了いたしました。これから質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次発言をお願いします。

○曾根益君 この二つの条約に関連して、ちようど自家用車の自由化の問題が取り上げられる時期でもありますので、しかも、こういう自家用車を一時簡易手続で実質上無税で輸入するという取り扱いについて、やはり乗用車の自由化の變形ですね。形を変えたやり方ではないかというふうな、日本側はこういう国際的な話し合いに、いままで入っておりますんだ関係で、そういう心配を持っております。外国の自動車を持って自家用車という形で日本に来て、結局日本に居すわってしまつて輸入された、そういうような心配はないかと、こういうことをいわれておるんですけれども、その点はどうか。ふに政府では考えておられるのか。

○説明員(石井健次郎君) 御承知のとおり、わが国は島国でございます。自動車運送費は相当かさむもので、一時輸入が簡素化されただけで直ちに輸入件数が非常に激増するということについては考えておりません。また、従来わが国が自動車輸入を制限して、一時は非常な外車にはやみ値が生じておったやうな時代がございます。その転売差益も最近におきましてはだんだん少なくなつておまして、自由化とともに解消していく筋合いのものであると考えております。したがって、自由化を目前に控えてわが国の自動車産業は非常に輸入抵抗をつけつつある時期でもございますので、この条約を批准したからといって、わが国の自動車産業を圧迫するといふような事態にはならないと考えております。もっとも、万一多少でも転売差益が生ずるといふやうな場合には、転売を行なうことはこの条約は認めておるわけではございませんで、これは法律に違反する不

正行爲でございまして、その防止措置については別途考慮しておる次第でございます。

○曾根益君 まあ大体そうだろうと思ふのですけれども、現実にはやはりそういう違反行為をやつて日本に自家用車の一時簡易輸入をやつておいて、もう一年以内に販売したと、あるいは一年以後に居るつたといふますか、再輸出しなかつた場合に、どういふふうにしてそれを摘発することになつておるのか。これは外務省ではなくて運輸省その他の——あるいは警察当局等は来ておられるかどうか知りませんが、そういう少し具体的な取り締まり勵行の方法についてどういふことになつておるかを伺いたいわけですが。

○説明員(石石健次郎君) 私も専門ではございませんで、あるいは御満足のかい答へにならないかもしれせんが、一時輸入自動車販売の従来実績を見ますと、三十年度に輸入件数が四十二件、販売件数が二十九件、三十一年度に九十八件に対して販売が六十六件、三十二年度に輸入件数が六十三件、販売が五十七件といふに非常に多かつたのでございまして、三十三年から取り締まりを非常に厳格にいたしまして、販売件数は三十三年が二件、三十四年が全くない、三十五年が二件、三十六年が四件、三十七年がゼロといふふうな実績になっておまして、そう御心配になるほどのことではないのではないかと考えております。

○曾根益君 これはほんとうに技術的なことですけれども、やはり運輸当局なり警察当局から、この次の機会にいいですから、そういうことはきちんとしておいて、何しろこれは相当な数が

オリンピックを前にして入るわけですが、また、入つてくれなければ、この条約を早く通す意味はないわけですが、善意の人が大部分だと思ひますけれども、相当の自家用車が入る。それに伴つて、万一悪い者が居た場合に、販売その他がどういふふうにしたら摘発できるのか、これらのこともはつきり私は聞いておきたいわけですが、この次の機会に、事務当局でけつこうですか、運輸当局並びに警察当局の人を呼んでいただきたいと思います。

○羽生三三君 ちょっと……この条約は案件としては処理上ただ外務委員会、こういうことですか、この辺はどうでしょう。

○委員長(黒川武雄君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(黒川武雄君) 速記をつけたら、(速記中止)

○委員長(黒川武雄君) 運輸省自動車局の管理課長でございまして、局長が見えております。

○説明員(大竹達哉君) 運輸省自動車局の管理課長でございまして、局長が見えております。

この条約の適用を受けまして輸入された自動車、その後販売された場合にどうなるかという御質問であるかと存じますけれども、この道路交通に關する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例に關する法律案——現在運輸委員会のほうで御審議いただいておりますけれども、この第二条の第二項第二号におきまして、道路運送車両の登録あるいは検査の適用除外の利益を受ける車両の定義の中で、当該自動車を輸入した者の使用に供されるものであること。と定義いたしておりますので、その自動車第三者に販売された場合

におきましては、一応この条約の利益を受けることを排除するというふうに私どものほうでは考えております。したがひまして、第三者に販売した場合には、その自動車は当然登録あるいは検査を受けなければならぬということになると思ひます。

○曾根益君 それは当然で、そんな抜け道があつてはならないので、そういう販売されたような場合には、登録免除とかその他の便益は受けられないという規定があることはわかる。ただそれが、どういふふうにしたら摘発といふか、かりに違反行為があつた場合に、わかるかといふことは、これはいま速記中止中に岡田委員も言われたように、主として現場的には警察の問題だと思ひけれども、道路交通法その他の立場からいって、運輸当局としてもいふば簡単に言えばインチキを征伐する具体的な措置はどうなつていくのかといふことを聞いています。

法律上そういう販売した者には一時関税を免除するとかそういう便益を与えられないことはあたりまえの話なんです、現実の法律の適用、勵行、これがどうなつていくかといふことを聞いています。

○説明員(大竹達哉君) 実際に販売された場合には、税関のほうから御通告をいただきます、私もともいたしましては、その自動車に登録あるいは検査を受けるように指示をするという考えを持っております。

○曾根益君 そんなことじゃない。つまり、ヤミで売つた場合のことを言っているのです。現実にヤミで売ることがよくあるでしょう。そういう場合にどうしたら——道路交通で、ときど

きいわけの一斉検査をやっているでしょう。そういう場合に、現実にそこにいるのは警察官でしょう。そこで販売されたかどうかといふことがわかるのかといふことなんです。たとえば期限が過ぎていくとか——一年以上たつてからインチキだといふことがわかる。現実に販売されているものについて、どうして販売されたかといふことがわかるか、そういうことを見届けておかなければいけない。これはいいことなんです。国際的にいいことであつて、悪い者はかりではないと思ふ。一方に

おいて、日本の自動車産業が自由化といふ大きな波にぶつかつていっているわけなんです。先ほど石石参事官のお話に、あつたのですけれども、過去とそう大きな違いはありませんけれども、しかし、何といつても外国車に対しては関税の障壁等があつてやはり日本車が保護されていることは事実なんです。そこで、どつと外車が自家用車の形で一年間入つてくる。そのときに、もし違反者があつた場合に、日本の法益を守り、日本の乗用車を守るだけの具体的な違反摘発のどういふ体制が整つていくかどうかといふことを聞いています。

○説明員(大竹達哉君) それでは、具体的な摘発の方法その他につきましては、後ほど警察庁と御相談いたしましてお答え申し上げます。

それから罰則の關係につきましては、販売された車が発見された場合には、

おいて、それが運行されたときには、道路運送車両法の違反として、国内一般の場合と同様に罰則を適用することができま

○説明員(宮崎清文君) 御質問の御趣旨は、具体的にどういふ取り締まりをしているかといふことだと思ひますが、私、実は交通關係を担当しております、具体的な取り締まりの面になりますと、実は所掌事務の關係で、恐縮でございまして、刑事局の担当しておる問題でございまして、したがひまして、過去において関税法違反あるいは物品税法にかゝる自動車の違反について、どういふ取り締まりをした実例があるかどうか、また、具体的にどういふ取り締まりをするかになつては、さうそく調査の上で御返答申し上げます。

○長谷川仁君 オリジナルを控へまして一時輸入を予想される外車の台数はどのくらいですか。

○説明員(石石健次郎君) 実は、わが国はいままで自動車自由化していません、いまだで自動車の輸入を認められた件数といふものは極端に少ない数になつております。そうして、オリンピックの際に相当の人が自分の自動車を日本に持つてくることを望んでおられるといふことは一応われわれも予想していただいておりますが、それがどのくらいの数にのぼるかといふことは、専門家の間でも非常に見当がつかねる。しかし、相当の数にのぼるであらうといふふうには言われております。

○長谷川仁君 私が質問したのは、さうでなくても東京が車の洪水です

し、交通事故が毎日たいへんな数にのぼつておる。そうした場合に、何台来るのかわからぬということでは困るわけです。ことに私も心配するのは、外車が入ってきた場合、観光客が入ってきた場合に、われわれのほうでは駐車の問題、車庫の問題いろいろありますね。そういった場合、この観光客に對しては特典を与えるのか、与えないのか。もう一つは、たとえばインターナショナル・ライセンスを持つてきて、日本の場合には制限数はキロですね、その制限はキロですけれども、観光客の場合にはほとんどマイルです。その交通標識を全部かえるのか、そのこともひとつお聞きしたい。

○説明員(宮崎清文君) 御質問の自動車台数でございますが、これはむしろ、私のほうよりあるいは通産省なり運輸省のほうの御担当かと思ひますが、私どものほうで予想しておりますのは、日本に來て、たとえばこの条約の批准をなされた場合に、國際運輸免許証を持つて日本に來て運輸しようとする人たちが大体どのくらいになるであらうか。これはほんとうの推定でございますが、昭和三十一年度のオリンピックにおきましては、年間約八千名くらいの人が運輸免許証を持つて日本に運輸をするのではなからうか、このように、これはまったく推定の数字でございますが、推定いたしてあります。その根拠を簡単に申し上げますと、現在外國の行政庁が発行いたしました運輸免許証を持つて日本に参りまして日本の免許証に書きかえておる件数が、大体、三十七年でありまして、二千七百人以上おります。これが観光客がオリンピックの際には相当ふえるであらうとその他のデータから推定いたしまして、約八千人という数字を一応出してあります。

それから次の問題は、このような國際運輸免許証を所持する者が日本に参りまして、日本の道路交通法令上何らかの特典を与えることがあるかないか。今同僚の意見をいたしてあります。この条約と、これに関連いたします道路交通法の一部改正をお願いいたしてあります。それによりまして、大體道路交通法令は各國とも共通をいたしておりますが、多少条約と違つておる点もありまして、この際、道路交通法の一部を改正いたしまして大體条約並みにする。それによつて外國から來た人たちが特に不便を感じることはないであらう。ただ、特に利益を与えるとかなんとかということとは、いまのところ考えておりません。

それから標識の点につきましては、実は昨年の四月におおむね國際標識に準ずるやうに改めてあります。ただ、細部におきましては、多少國際慣行その他が違ひますので、標識につきましても、条約加入とともに國際標識に必ず合致させなければならぬという義務がございせんので、いまのところ警察といたしましては、昨年改訂いたしました標識で大体よいのではないか、かように思つております。

○長谷川仁君 交通標識が國際並みになつてきたのですが、交通法規、たとえばスピード違反あるいは人身事故に對するやういふ方面、たとえば泥酔運転なんという場合には、日本は要するに、法規でいきますと、非常に輕いわけですね。今度観光客がどつと押しかけてきて人身事故を起こしたとかな

んとかいふ場合、この法規を改正するという意向は全然ないわけですか。

○説明員(宮崎清文君) わが國の道路交通法令の罰則と、それから西歐諸國の罰則とを比較いたしますと、実はいろいろ國情その他の相違がございまして、ちよつとたいへん比較はいたしかねますが、概して申し上げますと、自由刑、つまり懲役とか禁錮とかの自由刑におきましてはちよつとわが國のほうがやや多い。罰金刑におきましては西歐諸國のほうが多いように見受けられます。ただ、御指摘の泥酔運転は、わが國におきまして非常に問題があると思われまして、条約に加入するといふことにかかわらず、今回の道路交通法の一部改正におきまして、自由刑の引き上げをただいまお願いしております。

○委員長(黒川武雄君) 速記をとめて。

○委員長(黒川武雄君) 速記をとりて。

〔速記中止〕

○委員長(黒川武雄君) 速記起こし。

○佐多忠隆君 自家用車一時輸入に關する通關條約が採択されたのは一九五四年、それが発効したのが五七年の末ということになって、その間かなり期間を経過しているのですが、これはどういふ事情によるのですか。

○説明員(力石健次郎君) この條約の効力發生の規定に、この條約は、批准書又は加入書であつて十五番目に寄託されるものの寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる、ということになっておりまして、五四年の會議のあとで各國が條約を持ち帰りまして、それを各自の國會に提出しまして批准をする。それが十五の國が批准するまで効

力を發生しなかつたわけでございます。そのためにそれが五七年までかつたといふことになっております。

○佐多忠隆君 その正規に批准したのはどういふ國ですか。

○説明員(力石健次郎君) これはちよつときよりわかりませんので、この次調べましてお答えしたいと思います。

○委員長(黒川武雄君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(黒川武雄君) 速記始めて。

○委員長(黒川武雄君) 次に、國際情勢等に関する調査を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御發言をお願いいたします。

なお、大臣の出席は十二時三十分までと御了承願ひます。

○羽生三七君 最初に、大平外相とフランスの外相との間で昨日中國代表權問題その他いろいろ會談が行なわれたことが新聞に報道されております。それかと思ひますけれども、大體新聞に出ていることと相違はないのですか。まず最初に……

○國務大臣(大平正芳君) さやうでございます。

○羽生三七君 その中で、國連における中國代表權問題は重要事項であるとの見解を大平外務大臣は述べられたと言われておりますが、これに関連してお尋ねいたします。中國問題が重要であるといふことはもう當然でありまして、私たちもこれは非常な重要問題であるといふことは前から幾たびか指摘したとおりでございますが、しかし問題は、それが重要問題であるといふ

ことと、それから重要事項に指定するということとは根本的にその性質が違ふといふことです。そこに私はまず問題があると思ひます。それで日本政府は今日までこの重要事項指定の共同提案國となつてきたわけでありまして、この過去の経過を見て日本政府の眞意は、重要事項に指定することにより、實質的には中國代表權問題をたな上げにして、中國の國連加盟を阻止することとを眞の目的としてゐるのではないかと感じます。最初この点からお伺ひいたします。

○國務大臣(大平正芳君) きこのの會議では、わが國がただいまとつております中国政策というものを説明いたしたわけでございます。國連におきまして中國代表權の問題は重要事項という態度をとつてまいつたわけでございます。ただいままでそれを變へていないといふことでございます。それから私は、この問題が國連におきまして過去において問題になつておりましたことは、いろいろな形で問題になつておつたわけでございますが、いづれにいたしましても、これを國連の場で討議するから、國連の場以外に討議する場はないのでございまして、國連の場で討議するといふことになつておるわけでございます。したがつて、それを國連の場で討議しないとかいふわけはたくな態度を決してつておるわけじゃないのでございまして、この問題はアジア並びに世界の問題として非常に重要であるといふ認識は依然として變へていないわけでございます。討議にあたりましてはさういふ態度で臨

みさせていただきます。

んでまいりますことは、私は当然だと思ふのでございます。ただ、第十九回総会におきましてこの問題がどういう形で問題になるかというテクニクの問題までまだわかりません。議案が出ていないわけでございますから、基本的な考え方といたしましては、国連の場で討議すべきであるということ、日本のこの問題に対する認識は重要問題であるという認識を捨てていないというところでございまして、これは中国の国連加盟をじゃまするのではないかとかなんだとかいう、そういうことではなくて、もっと公明に国連の場で討議すべき問題だというように私は考えております。

○羽生三七君　そうすると、今秋の国連総会においても、結局は日本が中国の重要事項指定問題を提起する当番国となる、共同提案国となる、そういう含みを持つての御発言でありますか。

○国務大臣(大平正芳君)　第十九回国連総会の国連対策というのはまだできておりません。これをきめるにあたりましては十分検討しなければならぬわけでございますので、まだきめておりません。従来こういう態度をとってきたということを説明し、いまの段階におきましてこれまた変えていないということだけを説明いたしましたわけではございません。

○羽生三七君　私、考えるのに、日本が重要事項指定の共同提案国となつて、いままでは過去、しかもその中心的な役割りを果たしてきているわけではございます。私はそう信じております。アメリカとともに、日本が中心的役割りを果たしてきている。ただ、ここで私どもは非常にふしぎにも思い、また奇怪にも思うことは、重要事項の指定の提案

国となる限り、日本政府自身が具体的にどういう考えを持つておるのか、明確な見通しがなければならぬと思うのです。これは、昨年一昨年この問題について私お尋ねいたしました。だから問題は、重要事項指定ということから国連の場に持ち出して提案国となるかどうかは別として、持ち出すだけで、これを結局持ち出すことによつて、これを手続問題として扱つて問題の前進を阻止することがねらいではないかと考える以外にないわけでは、もし、そうでないとするならば、重要問題であるから国連の場で討議してくれというのはそれはわかりますが、日本はこういう考えを持つておるということがない。これは私何回も去年、一昨年も申し上げたとおりです。日本自身に案がなくて、ただ単に国連の場で御随意に御討議ください、そんなばかなことではないと思うのです。私は、日本は一定の中国政策を持つておる、しかし重要な問題であるから、国連においても各国の意見を十分聞きたい、そういうことで重要事項だと言ふのなら、これはわかります。そうでなしに、去年もおとしも私は承つたけれども、日本自身が確たる方針がなさそうであります。

そうすると、全くあなたたまたかの国際連合で、各国の意見がきまつたら日本もしかり、まあしかるべきだということと受け取れる。日本自身としては中国政策は非常に重要であるが、と同時に、日本としてはこういう考えをもつてこの問題を処理していきたい、あるいは解決していきたい。そういう一定の方向のもとに、同時に、世界の各国の世論も十分国連の場で聞かせてもらいたい。こういうことでなければならぬと思う。そういう方針なしに、いつも手続問題として、実質上は代表権問題の解決を阻止することがどうもねらいのようになつてしまつたが、ないので、その点はどうか。

○国務大臣(大平正芳君)　日本は中国問題につきましても、他のいかなる国よりも深甚な関心、いわば致命的な関心を持つておるわけではございません。それはどの問題でもありますがゆゑに、羽生先生がおっしゃるやうに、非常に明快な結論を出して、その答案を持つて国連に臨めというお気持ちにはよくわかりますが、ただ、私が申し上げておりますように、この問題は日本にとりまして非常に重要な問題であるばかりでなく、アジアにとりましても、世界にとりましても非常に重要な、いわば開口の広い、奥行き深い問題である。非常にむずかしい問題であるだけに、軽々に結論は明快に打ち出すというに至つてはいいわけではございません。しいて申しますならば、世界の世論の帰趨を見きわめながら日本もとつくり考えていかなければならぬ問題である。そういう意味におきまして、この問題につきましても国連で真剣な討議を期待いたしておつたわけではございませんが、過去におきましてまだそこまで来ていないわけではございまして、世界の世論の段階、現段階はなるほどこれは相当めんどろな問題であるということ、いろいろな議論がなされて、それに賛否なしに棄権の表決が展開されたという段階にまだとどまつておるわけではございます。しかしそれほど重要な問題であるということではございまして、御

どまあ深刻に考えておるのだということとは御理解いただきたいと思ひます。

○羽生三七君　いや、それは、重ねて申し上げますが、この問題が重要であるということは、大平外務大臣だけでなく、私たち自身も重要と考えながら質問をしておるわけで、その点は決して軽々しく考えているわけじゃないこととはあえて申し上げるまでもないと思ひます。そこで、どんな疑問の余地も残さぬやうな形で明白に割り切つて、いまだどうしておるか、こう聞けば、これはなかなか御回答も困難だろうと思ひますが、フランスの立場は、いまや中国の国連加盟問題はこれは国際的常識である、残されてはならないのは技術的問題だけではないかという見解を述べたとも言われておりますけれども、まあそれはとにかくとして、そういう割り切つた考え方ではないにしても、とにかく政府としてはある程度の一定の方向を持つて、そういう方向を模索しながら、同時に、国際世論に十分に耳を傾けていくということではないと、もうずっと何年も、重要であるからということだけで、それじゃ日本自身はどうするかというところについてはもう全く何らのお考えも示されておらぬ。そして、重要事項指定問題にしようというところになると、手続問題として実際にこの問題をまたずっと向こうのほうへ時期的に追いやつていくということ以外にどうもねらいはないのじゃないか、それがねらいじゃないかという感じがあまりにも濃厚になるわけです。ですから、政府自身として、少なくともどんびしやりと割り切つたやうな回答は出なくとも、一応やはりこの問題の解決の方途というものはこういう方向

じゃないかというものがあつてしかるべきだと思ひます。いかがでありますか。

それからもう一つ、それに関連をして今回また、先ほどまだ態度をきめておらぬと言われましたけれども、私は、重要事項指定の共同提案国や当番国となることは好ましくないと判断いたしますが、その点もあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君)　国連における審議の経過は、御案内のやうに、長い間たな上げ方式で行つておりまして、それから重要事項指定方式というものに、牛歩というか、非常に遅々たるものがございまして、そのやうに変わつてきておるわけではございません。つまり、この問題が重要な問題であるだけに、腰の重い問題であるだけに、世界の世論のテンポというものも、まあ、あまりスピードでないと云へます。しかしながら、徐々に、そのやうに変化は私は認められると思ひます。それから、私どもは、重要事項であるということ、重要事項指定方式について提案をいたした立場を持つておるわけではございます。これをこの第十九回総会にこの態度について再吟味する必要があるかどうかということではございまして、まあ政府が一度とりました政策は、よほどのことのない限りは私は変えるべきではないと考えるわけでありまして、ただいまのところ、これを変えなければならぬという積極的な理由をいま発見いたしかねておるわけではございます。がしかし、それまでに時間もあることでございまして、十分の検討をやらしていただきたと思つております。

それから、人さままかせでぜんぜん日をむなしゅうしているじゃないかというおしかりでございませうけれども、私も私どもは私どもなりに、この問題については、日本の外交の直面しておる最も重要な問題として非常に真剣に検討を続けておるわけでございます。明快なる結論をお示しすることができないことを遺憾に存じますが、依然として真剣な検討を続けておるということだけは御了承願いたいと思ひます。

○羽生三七君 この中国問題は衆参両院とも国会で非常な多くの論議を呼んだわけですが、最初衆議院段階で、中国国連加盟の場合日本も国交正常化を考慮すると言われてから、参議院の段階へ来てだいぶ変わってきた。それで、どんなに説明をされようとも、それが大幅な後退であることはもう間違いないと思ひます。そこへもってきて、また今度のきのうの日仏会談で、私たちがまさかと思つておつた重要事項指定をまた重ねて再確認されたようなことになって、もう非常に私はこの中国問題に対しては大幅な後退だろふと思ひます。これは政府はいかようにも説明されましよう。速記録に出ておることばの解釈から始めて、いろいろなそれは御説明をなさると思ひますが、常識的に見て、非常に大きな後退だと思ひます。それはまあ、ある意味においては、自民党内の党内事情もあると思ひますけれども、何といつてもこれに非常な大きな特徴だろふと思ひます。あれだけの答弁をされておいて漸次後退していく。それで結局もとに戻ってしまった。完全にもとに戻つ

てしまった。まあ非常に遺憾に思ひますが、その点いかがでありますか。

○国務大臣(大平正芳君) これはまだ将来の問題でございまして、日本政府が具体的な問題として提起されて、それに対する措置が、これは前進であるとか、あるいは後退であるとかいふことを論ずる問題では私はないと思ひます。将来を予想していろいろな議論が、たまたまフランスの中共承認というアクションを契機として朝鮮にわたつたわけでございます。したがって、これは前進であるとか、後退であるとか、よほど進んだことを言つておつたが、またもとに戻つたじゃないかと、そういう御批判でございませうけれども、私も私どもはそう思つていないわけでございます。将来の問題として、国会で、私どもの一般的な感じ方は申し上げたわけでございます。そういう考え方に別に変わりはないわけでございます。

○羽生三七君 これと直接の関連はないのですが、けさの新聞を見ますと、インドネシアがA.A.会議を、二十五カ国に正式に招請状を出して、明日からですか、あるように聞いておりますが、これは予算委員会でお尋ねして、日本としてはまあ過去二回正式、それからもう一つは非公式ですが、過去二回断られたようですが、この参加するといふことになるとなかなかむづかしい問題があると思ひますが、さりとて、私は前に申し上げましたように、アジア問題の解決は中国問題の解決なしにはほとんど不可能ではないかと思ひます。そして池田内閣が、近隣外交といふことをたいへん重要な柱にして外交政策をとつておられる。その

アジア、アフリカの二十五カ国が、日本と並びに若干の三、四カ国を除いて大部分が参加をして、そして一つの会議を持つ。この中には中国も入つておる。だから、断られたのは、いまだ間に合うわけではないからやむを得ないとしても、そういう形で近隣外交といふものをどうしてお進めになれるのか、非常に疑問なきを得ない。これは非常に重要な問題だと思ひます。私は、A.A.会議に参加して、ある一部の国の考え方の言ひとおりになるとは手頭考えておりません。しかし、日本は日本としてアジア政策といふものを持たなければならぬ。ただ、いま政府が言つておるような近隣外交で、特定の仲のいい国とだけしかるべくやつて解決する性質のものではないと思ひます。だから、そういう意味で、このA.A.会議の開催に対して日本が不参加といふことは、非常にそういう意味での重要性があると思ひますが、この点はいかがでありますか。

○国務大臣(大平正芳君) 私は、基本的な考え方は羽生先生と同一でございます。まして、アジア外交を進める上におきまして、あらゆる機会をつかまえて、日本として積極的な活動を展開してまいらなければならぬものと思ひます。今度のA.A.会議でございませうが、私も私もいたしましては、その会議は今日ただいまのアジアの緊張といふものを緩和する方向に働くのか、あるいはむしろそういうことをやることによつて激化する方向になるのか、その点をいろいろ吟味いたしまして、この時期においてこの会議を開催するといふことは、時期として適當でないといふ意味で、私も私は参加につきまし

て消極的であつたわけでございます。その趣旨は、関係国には十分お伝えしておいたわけでございます。しかしながら、それでも、日本のそういう懸念を十分メンバー各国が承知の上で、しかもなお、日本にぜひ出ていただきたという会議全体として正式な招請があれば、これはもう一べん考え直してみようと、こういう態度でおるわけでございます。

○森元治郎君 重要事項指定方式といふのを説明してもらいたいのだが、条約局長もいるから、そちらからでも。

○羽生三七君 ちょっと、そのお答えの前に、重要事項指定問題を新しく提案するの、前からの引き続き効力を持っているといふのか、そこところの解釈もあわせてひとつ。

○政府委員(藤崎萬里君) 国際連合憲章第十八条第二項に「重要問題に関する総会の決定は、出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数によつて行われる。」といふことがございまして、そのあとに、憲章自体が重要事項と認めらるものが列挙してございませう。その次の項に、それ以外でも「三分の二の多数によつて決定されるべき問題の新たな部類の決定を含めて、」――新たな部類の決定が行なわれる場合を規定しております。この項に基づきまして、中国の代表権問題は重要事項であるといふ決議をいたしたわけでございます。この前の総会の決議が将来とも引き続き有効であるかどうかといふことでございますが、これについては、いままであまりはっきり争われたことがございませうけれども、取り扱ひとしては、一たんそういう意思決定をした以上は引き続き有効と認むべきが当然

であるといふ意見のほうが、われわれが照会した限りでは、多いようでございます。

○森元治郎君 新たな重要事項指定の決議を打ち消す決議をもつて対抗することもできるわけですね。

○政府委員(藤崎萬里君) 前の決議と趣旨において相反する新たな決議が行なわれれば、そういう結果になるわけでございます。

○羽生三七君 ちょっと関連して。そしてその場合に、手続的には一番最初にどういふ論議になるのですか。国連の場においてそういうことを論議するわけですか。いま森委員とやりとりのあつたようなことがどういふ前提条件の形をとるのですか。

○政府委員(藤崎萬里君) これは当然こうなるはずだといふようなふうに申し上げられないと思ひます。ございまして、議長がもう当然前の総会でございまして決議が有効だと取り扱つて、その前提で議事を進めておるものに対して、ある国の代表から議長の規定をチャレンジする、そしてそのことが表決に付されるというふうなこともあるかも知れませう。あるいは重要事項指定の決議をまたどこかの国が確認するような趣旨の決議を出してくるかも知れませう。その場合場合によつていろいろな形があり得るだろふと思ひます。で、当然こういう道行きになるだろふといふことは想定したいと思ひます。

○岡田宗司君 関連して。重要事項指定方式につきまして、総会で議決でもつてそういう指定をした先例はあるのかどうか。

○説明員(石健次郎君) 議決でそういうことをやった先例はございません。

○岡田宗司君 議決以外に指定方式をとった先例は。

○説明員(石健次郎君) 議決以外で三分の二の票が必要であるということになった例はございません。

○岡田宗司君 それはあとまで続いたのであるか、そのとき限りでそれは消滅したのであるか、その点は、その先例は。

○説明員(石健次郎君) そのとき限りのことであつたので、それが続いたかどうかということがはっきりわかるような事例はなかつたと存じます。

○森元治郎君 そこで大臣に伺うが、日本政府としてはこの決議の解釈をどうとりますか。この決議は、たいていの国は、この決議は生きておつて今後とも続くのだという立場をおとりになつてゐるのか、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 国連憲章の上ではっきりとした明文がないわけでごさいます。いま条約局長が御説明申し上げましたように、これは議長長の議事運営についてチャレンジがあるか、また別な国連決議が出るのか、それはわかりませんので、出たときに考えなければならぬと思ひます。

○森元治郎君 すべて大平さんの御答弁は出たとこの勝負で非常にやりにくいのですがね。こういう方針で決議は生きてゐるつもりだというたてまえで議長が裁定に出てきたときに、その立場から論議を進めていくと、こうおっしゃってくださればいいと思うのだから、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) さようでございませう。

○森元治郎君 初めからそう言わないで、非常にやりにくいんです。そこで、この重要事項指定方式というのは、中共に代表権を認めたいとするために十八条を引っぱり出してきた作戦的な単なる数の問題なんですね、数、われわれはそう思うが、大臣はいかがに思うかというところが一つ、もう一つは、大臣のたゞいまの羽生さんに対する御答弁を見ると、廣く深くて慎重にも慎重にやらなくてはならぬ、アジアにも世界にも影響する、友好国とも相談しなければならぬ。たいへんな前提条件で、認識の深さを御答弁になつたんだが、それくらいに廣く、深く、何ともならないくらいむずかしいなら、重要に指定されたものは、みなで検討しようというんだから、一体その努力をいかなる形でされてゐるのか。アメリカも、アメリカのことを聞いてもしかならないですけれども、日本が、いかに重要かということも国連でやりなつたのか。国連の場合以外に討議する場所がないと言ふんですから、いかに国連でやりなつたのか。やつたとしたら、いかなる態度をとつたのか、イニシアチブをとつたのか。二つの問題をひとつ。

○国務大臣(大平正芳君) 重要でございませう。三分の二という票数が必要だという決議になつてゐると思ひます。ございませうが、私もどなたも申し上げては、先ほど羽生先生にもお答申申し上げましたとおり、国連の場合この問題が取り扱われた経緯は、森先生も御承知のとおりでございまして、厚い実質討議が行なわれてはゐませんのでございませう。つまり、この問題についての十分な実質討議を行なうような世界世論にはまだなつていないというのがいままでの実情であつたと思ひます。日本としてそういう環境の中でこれはひとつ大いに実質討議をやらうじやないか、イニシアチブをとつたかというところは、そういうことはやつておりません、たゞいまのところ。

○森元治郎君 これは共同提案国でなければいけません。並び大名で、これどつだ、君も賛成だろつといつて引っぱり込まれて、これでいこう。重要だから三分の二方式でいこう、三分の二でいこう、重要だから三分の二のじゃないか。重要だから三分の二の投票でいこうというものが十八条の趣旨なんですね。重要だからといつて、日本が共同提案国で、岡崎さんがきつ演説をして、それで世論を見るんです。何のために共同提案国になつたんですか。日本が、やさしいことばで言つと、張本人といふことになりませうね。張本人がわからなくて、だれがわからんのですか。世論は、これこれだから重要だといふので初めて他国をしてこれを納得させることができると思ひます。通過しちやつて、三分の二で、重要だから軽いんだかわからないじや、国連外交なんかどこへいってわかんないです。

○国務大臣(大平正芳君) これは国連の議事運営の問題でございまして、私がコントロールできない問題でございませうが、先ほど申し上げましたように、いまそういう決議が出ていて、それでは大いに実質討議をやらうじやないかといふ空気はまだまだ熟してきていない現状であります。

○森元治郎君 そんなら重要でなくていいでせう。これは軽小事項で三分の二、これでもかまわなんだ、入れなければいけません。熟してないと言ふけれども、それはそのくらしいのことを、やはり国連中心という三本の柱で、これはアジアの一員がなくなつて二本の柱になつたけれども、それくらいは当然政府としてやるべきだと思ひます。でも、どうもはなはだ一歩も進まないで、残念だけれど、そこらで、松井大使の報告はいかがですか。行つたきりですか。あなたのはうには報告が来ていると思ひますが、三十三数カ国ですか、お回りになつた結果、だいが安心するような報告らしいのですか、お差しつかえなければ、何カ国くらい中共の……

○国務大臣(大平正芳君) けさほどよくやく大使の報告が参りまして、これから私は読ましていただこうと思ひます。

○羽生三七君 関連してちょっと一つ。この前、池田総理、外務大臣がそれぞれ予算委員会での質問に答弁された際に、中共が祝福された状態に国連加盟を認められた場合に、日本はそれのときには踏み切る。これははっきり言われたわけですが、そのときに、祝福された状態とは何かとお尋ねしたいけれども、それはそれだけにしておいてくれといふことで、何回も重ねてお尋ねしたが、御答弁がなかつたが、依然として私はそれは疑問が残つてゐるわけですから、きょうはひとつその点を具体的に承りたいと思ひます。とい

うのは、祝福された状態といふことばが出る限りは、それはどういふ状態であるか、あなたの頭の中になければことばは出てこないわけですね、たゞことばのあやふやなから。具体的にこういう状態、祝福された状態といふものがあつて初めてああいふ御発言になつたと思ひますが、その点を一つお聞かせいただきたい。

○国務大臣(大平正芳君) 論議の入り方は羽生先生と逆でございまして、祝福された状態といふものを形成する素材といふものは、これはいまないわけでごさいます。これは将来の問題なのでございませう。将来どういふ素材が出てまいりますかといふことがわからないので、この内容を規定せよと言われたい、私には不可能でございませうが、ただ一般的感じ方として、祝福されたような状態と申し上げるその感じ方に相当する素材が出てきてれば、いふような感じ方でございませう。その素材は将来のことでごさいます。いまわからないわけでごさいます。

○森元治郎君 差しつかえない限り、次回でもけつこうですが、松井報告です、これは大事な報告だと思ひます。お差しつかえのない限り報告を聞かしてもらいたい。せつかくあそこら暑いところを回つたのですから、よく聞かしてもらいたいと思ひます。

○森元治郎君 一言聞いておかなければならぬ。国連脱退といふことは、だんだんあなたの御答弁は後退してまいりまして、最初は世界の大勢がそつちに向いたならん、党内でしかられて、世界の大勢がそつちになつても、かりに入つても、友だ

ちと——友好国と相談してみなければならぬ、よく意見を聞いてみなければならぬ。そのときの入るときは、形、これもまた考えなければならぬ。こういうふうな下で、多数の国が中共承認をして参加する。参加ができたけれども、すぐそれが承認にはつながらないよ。代表の承認にはつながらないよ。まず一番の強い友好国アメリカとも相談してみなければならぬ。アメリカがうなずかなければならぬ。たゞ少数派になつても居残るのだ、こういうふうな下で、きたのですね、大臣は。そこで、こういうふうな下で、入る方はどういふ形になるか、これはわからないけれども、入り方いかんによつて、アメリカも相当に強硬なつき上げもあつて、しかも国連の分担費も払わないといふことになつてしまつて、苦しい立場になつたときに、アメリカも重大な決心をする場面も出てくると思うのです。したがつて、日本も重大な決意をしなければならぬ場面が来ると思うのですが、いかなる場合でも国連は脱退しないといふたてで進みになるかどうか。

○国務大臣(大平正芳君) 私はたびたび本院におきましても申し上げておりますように、国連の現在の平和維持機構としての本来の機能が十分に果たされておるか申しますと、必ずしもそう思いません。きわめて不十分、不満足な、状態でございますが、しかもなお、国連が百十三国をメンバーとして、加盟国が一票一票の行使の権限を与えられて、非常にデモクラチックな運営をやられておる。定期的に総会が開かれ、各種の委員会が世界的に各地で開かれておるといふ、不満足ながらも今日行なわれておる国連活動全体として評価いたしますと、これは世界平和の維持にとりまして最小限度ともかく大きな役割りを果たしておると思ふのでございます。したがつて、何としても国連は守らなければならぬと思ひます。どういふ危機に際会いたしましても、国連は守るといふ方向におが国の外交は進めてまいらなければならぬと思つております。それで、いま森さんが言われた中国代表権問題というのは、まあ世界の平和とか、アジアの平和とかといふことに對して重要な問題ばかりでなく、国連にとりましても非常に重要な問題だと思ひます。そうしてこの加盟といふことになると、国連といふものの運営にとりまして相当大きな問題を投げるといふ御心配、場合によつては脱退といふようなケースが起り得ないかと保証できないといふような御認識、それはどの重要性を持った、重さを持った問題であるといふ認識も大體感じとして私も同感でございます。ただし、私といたしましては、前段に申し上げましたように、どういふ危機に際会いたしまして国連を守り抜くといふことで日本は進んでいくべきだと思ひます。

○森元治郎君 私の質問に、大臣も、そういう危機の場面が国連に来るだらうことも想像されるような御答弁だつたと思うのですが、聞き違ひであるかどうか。この入り方ですね、あるいは中共を承認する、引っぱり込むほうのやり方、態度といひますか、それ次第ではアメリカとしてもメンツもなくなつてしまふところもあるかもしれぬ。そういうことを想像して私は申し上げたのですが、危機感といふのをどういふふうに入に大臣はとられておりますか。

○国務大臣(大平正芳君) 国連憲章前文、国連憲章を貫いている精神等から見ての見方もあると思ひます。同時に、しかしながら、ユニバーサリティの平和維持のためには生かしていかなきゃならぬじゃないかという議論もあるかと思ひます。そういう根本的な論議に及ぶ性質の問題じゃないかといふことはわかるわけでございます。国連にとりまして相当重要な問題になる場合が全然ないとは言えないものだらうと、そういう感じ方はいたしております。

○岡田宗司君 ちょっと関連。ただいま、国連を守るため、こういうことを言われましたが、これはたいへんけっこうなことだと思ふのですが、中国の代表権問題を重要事項方式に指定された、その共同提案者になつたといふことは、やはり国連を守るといふその立場からそういう方法をおとりにしたのかどうか、その点をお伺ひしたい。

○国務大臣(大平正芳君) これは從來たびたび申し上げておりますように、この問題は、アジアの平和、世界の平和にとりましてきわめて重要な問題である。したがつて、国連憲章の条章に従ひましてそういう決議の提案国になつたわけでございます。

○岡田宗司君 そうすると、国連を守るため、端的に言つて、そういうことでございますか。

○国務大臣(大平正芳君) そのことは、先ほど申しましたように、国連憲章に従つておる行動なんぞでございます。当然のことだらうと思ひます。

○岡田宗司君 そうすると、中国を国連に入れないためのやり方としてあつたという方式をとるといふことになりまふと、中国はやはり国連に破壊をもたらすであらうといふことを考へておやりになつた、こうしかとれないんですけれども、そういうふうにお考えになつてあの重要事項指定方式をとられたんでしようか。

○国務大臣(大平正芳君) 重要事項であるといふ決議でございます。そのとおりに受け取りたいだと思ふのでございます。

○曾根益君 日仏共同声明も出たようでございますが、共同声明は非常に簡単なことしか書いてないんで、大體池田・ボンビドウ会議、それから大平・クレーブミルビル会議で、ただ単に、いまちょっと外務大臣が御説明になつたように、日本の従来中国に對してとつてきた政策を説明したと、その従来政策は今日においても変わつていない、また、フランスのほうとしては、東アジアの平和、それは事實がそうなんだからそうしただけで、あつたのか。そうだとすれば、鳴りも

の入りでといふことはどうかと思ひますが、とにかくにも、日仏間の第二回目のこういう重要な協議、意見の交換としてはあまりにも内容がなさ過ぎたんでないか。むしろここで発表できないこともあらうとは思ひますけれども、そう簡単に、単に両方から説明し合つてさうならぬでは、全くコンサルテーション、協議の意味はなさな。したがつて、いま同僚各委員から御指摘になつたような、重要事項指定方式の問題もあるいは組上りのたかどうか知りませんが、少なくとも日本とフランスとの関係はどうかと考へてゐるのか、あるいは国連総会において日本としてはそういう中共だけに国連の代表権を与えることは絶対反対だ、国府はどうしてもこういう關係で残さなければならぬといふ考へがありとすれば、そういうところまで相当突っ込んだ日本側の意見といふものも述べたになつたとわれわれ推定するんです。それについて必ずしも意見が合わぬ。合わなくてもいいと思ひます。合わなくてもいいんだけれども、そこまですつと突っ込んだ議論をしなければ、ただ、さういふ文面をみたならば、あまりな話だけですれ違つたのでは、あまりにもこの機会を取り逃がしたやうな感じがしてならない。どういふ程度に話を進められてどういふ成果があつたのか。双方の違いは違ひ、今後の協議、今後の協力について、特に中国問題、第二に東アジアにおけるフランスのインドンナ中立化の問題に關して、あるいは東南アジアの共産主義に對抗する有効な手段として軍事方式一点ばかりじゃいかぬ。アメリカのやり方がいかぬな

らいかぬでけつこうです。日本の考えとフランスの考え方と接近がどの程度できたのか、できないのか。そこら辺のことは大まかなことをひとつお教え願いたい。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり

でございまして、定期協議をやる以上は、単なる周知の事実をお互いに型どおり確認し合うということでは意味がないと思います。共同声明にもありますように、この定期協議ばかりでなく、政府間のレベルの協議というものをさらに強化拡大していこう、そうして可能な限りの調和をはかっていこうということが共同声明にもうたわれてるわけでございます。そうして、問題によりましてアグリーすることももちろんございます。多くの点にアグリーしましたし、それからまたディスアグリーしたこともございます。しかし一番大事なことは、なぜアグリーしたか、なぜディスアグリーしたか、これが十分論議されなければならぬと思ひまして、なぜディスアグリーするかの理由、背景ということについて十分アグリーしておく必要がある。こういう考え方で臨みまして、御指摘の中国問題につきましては、総理会談、外相会談の大半——半分以上の時間をそれについてございまして、くまなく論議をかわしたわけでございます。結論として相当の開きがあることはあります。けれども、フランスの気持ちという点、それから日本の考え方というの、相対的な深度において私は理解されたいと思ひます。

○會務益君 もう一つ、お話のように両方の意見が合致しない点もあるのだ、合致しないけれども同意した、了

解し合つた、これもけつこうだと思ひ

ます。同時に、共同コミュニケーションにもあると言われた可能な限りにおいて協調調整をはかっていこう、これもまあなおけつこうだと思ひます。したがって、中国問題等についても、少なくともお互いに自由陣営の一員、お互いにアメリカとも協力力はしているけれども、少なくとも自主性を貫いてきた点においても変わらぬ。お互いに現に共産主義に対して屈服しているわけじゃない。そういう点から見ると、フランスの中共承認は一つの歴史的流れに沿った新しい方向だとぼくらは考へる。ただ同時に、台湾問題を全然無視した行き方というものは適当でない。それならば、そこら辺に關連して、両方でもつと相談し合つて、いまのところ、むろん出発点も多少違ふが、条約關係も違ふし、国の置かれた環境も違ふと思ひますけれども、少なくとも自由陣営の二つの柱として、アメリカ、台湾を含めてという意見でひとつ相談し合つて、何か自由陣営の意見をまとめるようじゃないか、前向きな姿で、というふうなところまで今日内容はまだできていないし、可能な限りにおける接近を求めるといふ意味に行つてゐるのか。行つていないにしても、そういう、何というか、望み、展望をお持ちになったのか。それとも、これはとてもだめなんだ、國連における共同行動なんか全然問題にならぬというふうなインプレッションなのか、どうなのか。そこを押えれば私はもう質問をやめます。

○國務大臣(大平正芳君) 私は、單に外交辭令としてだけでなく、相當フランス側も満足しておると思ひます。私は、一番大事なことは、お互いにフランスに話し合うこと、お互いにフランスの留保なく話し合う雰囲気、一番大事だ、それをキープしてまいることが一番大事だと思ひます。今度は第二回目の定期協議でございまして、第一回目より多くの前進があったと思ひます。それから、それ以外の、政府レベルにおきまして、また大使館レベルの情報並びに意見の交換にいたしまして、よほど緊密になつてきておると思ひます。より緊密になつていくものと思ひます。基本は、共同声明にもうたわれておるとおり、平和と正義とをうして自由を達成することを道標としていくんだという基本を踏まえて、そうしてお互いにフランスに、しかも、緊密に協議し合つていこうという気持ちはお互い盛り上がつてきておるわけでございます。私はこの空気が大事にキープしてまいりたいと思つております。

○佐多忠隆君 昨晚、南漢宸氏が来

日した。総裁は、今後二カ月間くらい滞在をして、そうして日本の各方面の方々と意見の交換をしたいというのを切望しておるようです。南漢宸氏は、御承知のとおり、中国銀行の總裁であり、中国の國際貿易促進委員會の主席でもあり、経済人として第一等的人物だと思ひます。その人が各方面の方々とお会いしたいと言つておりまして、少なくとも経済的には日中兩國の關係を推進しようとしておられる大平大臣は、この南漢宸氏とお会いに

なることが當然であり、また望ましいと、こういうふうな考へる。それは、この間、金鍾泌氏が来られたときも、各方面の人たちになるべく會つて國際的な意思疎通をはかることが大臣の任務だと思ひます。おつたというふうな御答弁もありました。そういう心がまえから、お会いになつてしかるべきだし、望ましいと思ひますが、その点をどういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(大平正芳君) 南漢宸氏御

一行が見本市を契機とされて御来日されて、經濟界方面とお話しをいたすことはけつこうなことだと私は思つております。

で、政府との接触でございしますが、私もどなたかしましては、結論として南漢宸氏とお目にかかるとを御遠慮いたしたいと思つております。何となれば、國交が結ばれない國との間にございまして、政府の關係者がお目にかかるといふことは適當でないと思ひます。承認國との間におきましては、私はできるだけ、この間も申しましたように、各界の方と時間のある限りお目にかかるといふようにいたしております。そのようにけじめをつけていくことが、日中關係のためになるのではないかと私は考へております。

○佐多忠隆君 未承認國だから會わな

いという話はおかしいのじゃないかと申すのですが、たとえば韓国の皆さん方とは、これは未承認國であるにもかかわらず、お会いになつてゐる。それからまた、日ソの國交が回復するころ、國交回復以前に政府の方々が向かうの方々とお会いになつたというふうな前

例は、たくさんあるのです。そういう意味で、未承認國だから政府關係者は會わないのだというふうなことは、筋として通らないことじゃないかと。むしろ、少なくとも貿易は促進しようというお考へであるならば、向こうの財界の代表である南漢宸氏にお会いになることが當然じゃないか、こういうふう

○國務大臣(大平正芳君) 多少佐多先

生に誤解があるようでございますが、國交正常化の前に承認ということがあつたわけでございます。ソ連の場合も、韓國の場合も、承認はいたしておる。で、正常化が話し合いの途中であるという状態において、あつたと思ひます。中共の場合とは、事情が違ふと思ひます。中共の場合、中共の場合は、まだ承認というところまで行つていない。

○佐多忠隆君 正常化と承認の場合

は、むしろ、場合によつては、大臣の言われるのと逆なこともあり得るのじゃないですか。正常化をして、その積み上げの結果、承認という最終的な措置までやるといふこともあり得る。○國務大臣(大平正芳君) 論理的にはそうじゃない。承認というのが先にありまして、それから外交關係の設定のお話に入るといふわけでございます。たとえば外交關係の設定ということ——承認だけがあつて、外交關係が事實上設定されていない場合、たとえば外蒙なんかの場合もありますけれども、あなたのおっしゃるようには、中共の場合なんというのは、承認と國交

れ、憲法改悪や涉外派兵が促進される結果をまねく会談妥結に反対する。

第一四二七号 昭和三十九年三月二十六日受理

うことになった。池田内閣は、これを機会に全面的な憲法改悪にふみきろうと準備を進めている。これらの動きは、日本の軍国主義と核武装化への大きな転機となり、平和と民主主義にとって重大な危機をつげるものといわ

アメリカ原子力潜水艦の日本寄港反対
寺に關する請願
請願者 神奈川県川崎市大島五
第一四二八号 昭和三十九年三月二

ノ五六 吉田弥五七外
二百四十六名
相澤 重明君
紹介議員
十六日受理
アメリカ原子力潜水艦の日本寄港反対
等に関する請願

日本の安全と国民大衆の幸福は、核武装や憲法を改悪することによつてではなく、ゆがめられた憲法の姿を正し

請願者 山口県徳山市大向 有馬鑒外千七百十五名
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一四十七号と同じである。

一、日本の核武装につながる原子力潜

水艦の寄港に反対する。

一、日本国憲法の改悪に反対する。

他田内閣はいま、アメリカの原子力潜

る。アメリカ海軍当局は最近、横須賀
の日本寄港を認めようとしている。
佐世保を根拠地とする第七艦隊に、

これはF一〇五D水爆戦闘爆撃機の配

同、第三次防衛五箇年計画など一連の動きと関連させて考えたとき、日本が急速に「アメリカの核戦略体制」の中

に組み入れられ、国民の知らないうちに核基地化されつつあることを示すものである。

また、内閣の憲法調査会は、ここ数年、憲法の改悪案をつくるための審議を続けてきたが、いよいよ答申を行な

印刷者 大藏省印刷局